

## 5.4 新しい図書館等施設の施設内容・規模（サービスの内容）

一般的に図書館等施設の館内施設の条件としては、下記の内容が大切です。

- ① 入りやすく親しみやすいこと
- ② 資料が探しやすいこと
- ③ 管理がしやすいこと

また、図書館等施設で最も重要な部分は開架スペースです。ワンフロアにすることで利用者も利用しやすく管理面でも管理しやすくなります。

図書館についての規模だけをとっても、1,000㎡程度の広さになると開架スペース等は天井の高さも高くしなければ感覚的に天井に押しつぶされるような感じを与えます。さらに、書架（1.5m～1.8m程度）が数多く並んだ空間では、天井の高さはさらに低く感じられます。

図書館等施設を構成する各スペースについて概説します。

### 【利用者のゾーン】

#### （1）蔵書数の推定

図書館を利用する人口に対して、その住民一人当たりが所有する蔵書数から設定するという方法があります。

・設定蔵書数＝利用対象の人口×1人当たりの蔵書数

人口5万人程度以下の自治体では、1人当たりの蔵書数の目安は6冊程度です。基山町の目標（想定）人口は19,000人です。

設定蔵書数＝19,000人×6冊＝114,000冊・・・約120,000冊  
（現在は、約70,000冊です）

#### （2）開架閲覧スペース

施設の中では、最も広いスペースを占めます。

空間の区切りとしては、一般開架スペース、児童スペース、新聞・雑誌スペースに分けられます。児童スペースは、児童図書スペース以外に、お話し会・紙芝居などを行うための専用スペースも必要です。

##### ① 一般開架スペースの場合

書架の高さは、5段の場合1.5m、6段の場合1.8mが標準です。

一般開架＝（35冊×6段×2W）／（書架間隔1.8m×幅0.9m）＝259冊/㎡≒250冊/㎡

##### ② 児童開架スペースの場合

書架の高さは、3段の場合1.0m、4段の場合1.4mが標準です。

児童開架＝（40冊×3段×2W）／（書架間隔1.8m×幅0.9m）＝148冊/㎡≒140冊/㎡

##### ③ 雑誌類の場合

4段の書架とした場合、16冊/㎡です。

$$\text{書架} = (20 \text{ 冊} \times 2\text{W}) / (\text{書架幅 } 2.5\text{m} \times 1.0) = 16 \text{ 冊/m}^2$$

(3) 郷土の資料スペース

町史編さんに伴って収集した資料、町指定文化財に関する情報など、町の先人たちの歩みを紹介する空間です。

また、利用者の調査研究のための参考資料、地域・郷土資料、行政資料・考古資料・民俗資料などの情報を収集し、必要に応じて原資料の保管・管理を行います。

(4) 生涯学習スペース

図書館の目的の一つは生涯学習施設であるという観点から、学生から高齢者まで町民の学習に応えるスペースを確保します。

① 1人当たりの座席面積

・4人掛けの場合=1.8 m<sup>2</sup>/人

・1人掛けの場合=3.3 m<sup>2</sup>/人

これらの比率を半分ずつにすると、2.6 m<sup>2</sup>/人です。

(5) 視聴覚スペース

CD・DVDなどの視聴覚資料は、最近重要な図書館資料となっています。

(6) 資料展示スペース

歴史資料や図書資料を展示し、広く町民に知らせる空間です。単に資料の展示ケースのみを置くのではなく、町民がくつろげる空間が併設されることで、広く町民に見てもらえる空間となることが望ましいと考えられます。また、文書資料・県指定文化財の銅鏡など保管環境に左右されるものを展示するため、展示ケース内の空調設備の設置が望まれます。

## 【管理運営のゾーン】

(1) 受付カウンター（レファレンスサービス）

受付は、職員と利用者との接点です。蔵書検索や図書館の案内、貸出、返却、登録手続き、レファレンスサービス等を行う場所です。

(2) 整理作業スペース

図書館では、配架準備、修復、他の図書館への資料配送の準備などを行うスペースです。また、歴史民俗資料館では、遺跡から出土した資料の整理や、町内にある古文書や民俗資料の整理を行う空間です。

(3) 事務管理スペース

職員が事務作業に使用するスペースです。職員が、食事や休憩等に使用するスペースも含まれます。

(4) 空調等設備

冷暖房等の設備関係のスペースです。

(5) その他（トイレ・玄関・掃除用具等）

## 【資料保存のゾーン(書庫・収蔵庫)】

### (1) 閉架スペース

閉架書架は、収納効率を高めるとともに面積を有効に活用するためには、移動式集密書架が望ましいです。

集密書架は、約 500 冊/m<sup>2</sup>の収容力があります。

$$\text{書架} = (23 \text{ 冊} \times 10 \text{ 連} \times 7 \text{ 段} \times 18 \text{ 列} \times 2\text{W}) / (10.3 \times 10.3) = 546 \text{ 冊/m}^2$$

$$\text{但し：長さ } 10 \text{ 連 (9m) + 通路 } 1.3\text{m} = 10.3\text{m}$$

$$\text{幅 } 18 \text{ 列 (8.28m) + 通路 } 2.0\text{m} = 10.3\text{m}$$

### (2) 収蔵庫スペース

歴史民俗資料館が所蔵する様々な資料を収蔵する空間で、限られた空間を有効に活用するために、可動式の棚を設置するなどの対策が有効です。

## 【館外の施設】

図書館の館外施設として確保しておく必要があるのは、駐車場、駐輪場、周辺緑地などです。

### (1) 駐車場

遠方からの利用者のために駐車場が必要です。

- ・駐車場の設計基準：駐車場設計・施工指針 同解説（改訂 平成 22 年 1 月 15 日）による設計基準は下記のとおりです。

駐車場のます（1 台の広さ）の大きさ及び天井の有効高

設計対象車両	長さ	幅員（幅）	天井の有効高
小型乗用車	5.0m	2.3m	普通乗用車
<b>普通乗用車</b>	<b>6.0m</b>	<b>2.5m</b>	2.4m

- ・駐車場を 20 台確保（普通乗用車）した場合の面積は下記のとおりになります。

$$\text{駐車場の面積} = (6.0\text{m} \times 2.5\text{m}) \times 20 \text{ 台} = 300 \text{ m}^2$$

### (2) 駐輪場

自転車の駐輪基準＝幅 0.5m×長さ 2.0m/台

バイクの駐輪基準＝幅 0.8m×長さ 2.0/台

### (3) 自然環境への対応

図書館の資料や歴史民俗資料館の資料は、水や日光などの自然環境に弱いので、図書館の外観空間は、直射日光などを遮断するような環境空間を創造することが必要です。

表5-1 基山町に望ましい図書館施設規模の試算

区分	項目	施設規模の内容	面積 (単位: m <sup>2</sup> )
利用者のゾーン	開架スペース	1) 書籍・資料開架スペース ①一般図書 ②児童図書 ③新聞・雑誌 ④郷土資料等 2) 学習・読書・児童利用(お話し会・紙芝居等)スペース 3) 視聴覚スペース 4) 資料検索スペース 5) 資料展示スペース 6) 共有スペース	860
	小計		860
管理運営のゾーン	管理スペース	1) 受付カウンター 2) 整理作業スペース 3) 事務管理スペース 4) 空調等設備 5) その他	90
	小計		90
ゾーンの保存	閉架スペース	1) 閉架書庫	50
<b>図書館施設の規模</b>			<b>1,000</b>
(参考: 現在の図書館面積 392 m <sup>2</sup> )			
館外施設	駐車場	普通車(長さ6.0×幅2.5=15.0m <sup>2</sup> )×20台=300m <sup>2</sup>	300
	駐輪場	自転車・バイク(幅0.7m×長さ2.0m=1.4m <sup>2</sup> )×20台=28m <sup>2</sup>	30
	環境緑地	建築物の周辺緑地3.0m×50m=150m <sup>2</sup>	150
	その他		20
	小計		500
<b>施設全体用地規模</b>		図書館施設の規模(1,000m <sup>2</sup> ) + 館外施設(500m <sup>2</sup> )	<b>1,500</b>

## 5.5 候補地の選定に対する基本的条件及び候補地の優先順位

新しい図書館等施設の場所を選定する場合は、上位の計画として町のマスタープラン（総合計画）との整合が必要になります。

また、新しい図書館等施設の場所の立地条件としては、町民が利用しやすい場所、通勤・通学・買い物など町民の生活活動の線上付近が望ましいと考えます。

### (1) 候補地の選定に対する基本的条件

新しい図書館等施設の候補地として最適な場所選定の基準としては、下記の項目等を基本として各候補地に対して優位度の評価を行いました。

#### ① 気楽に立ち寄れること

子どもから高齢者まで利用されるので、一見して図書館と分かる場所(建物)が望ましい。

#### ② 町民の生活動線から近い(遠くない)場所

通勤・通学の経路、学校などの公共施設及び日常生活に係わりが多い施設(買い物など)から遠くない場所。ちょっと寄り道して利用できる範囲の場所。

#### ③ 交通アクセスが便利で安全な場所

現在の生活活動は、自動車(車)が中心の車社会であるが、現在、高齢化社会への対応も考慮する必要がある。また、子ども・障害者等を考慮することも重要。

#### ④ 周辺環境として、静かな環境条件を確保できること

隣接地域を含めて文化ゾーンとしての環境条件。騒音などの問題が発生しない場所。

#### ⑤ 十分な広さを確保できる場所

休日等には、車による家族連れにも対応できる駐車場を確保できる場所。

#### ⑥ 町の財政上負担が少ないこと

図書館等施設の建設に対して新たな用地を確保することは、用地取得のための費用が発生し建設費が増大する。

#### ⑦ 法規制等を考慮

既設建築物を図書館として使用する場合、図書館等施設としての建築構造物の設計基準を満足したもの(「現役場の庁舎内」に対しては、図書館等施設としての建築構造物の設計基準の確認が必要)。

### (2) 候補地の優先順位

#### ① 判断基準の基本的条件(項目)

上記の基本的条件を基に下記の項目を判断基準としました。

- ・位置関係
- ・面積及び周辺環境
- ・交通アクセス
- ・生活動線
- ・法規等の基準

② 各判断基準に対する、優位度のランク付けは3段階方式としました。

社会調査の方法として、あるものを判断（測定）しようとする場合は、判断（測定）しようとする対象に適した方法が必要であります。このような社会調査に対する測定尺度（態度測定）の代表的な方法としては、一般的には「リッカード方法」が使用されています。これは、判断の結果が、一般の方に分かりやすく数値で表示するため客観的な判断結果が現われるためです。

今回は、下記のように判断の区分を分かりやすく3段階としました。

1＝劣位（候補地としては、好ましくないと判断）

2＝中間（どちらともいえない）

3＝優位（候補地として適している）

（注）大切なことは、項目を何らかの尺度を利用して測定し、その結果に基づいて事実を明らかにすることです。そのためには方法論に対する認識が大切です。そうした認識と理解がなければ・・・ああでもない・・・こうでもない・・・ということになり結論が得られない議論を延々と繰り返すこととなります。

③ 候補地の優位度の順位

各候補地に対する優先順位は、表5-2から下記のようになります。

順位	1番	2番	3番	4番	5番	6番
候補地	中央公園内	旧公民館の土地	現在の土地	町民会館南側駐車場内	現役場庁舎内	町役場西側の土地

この中で、「2番：旧公民館の土地」と「3番：現在の土地」に対しては、候補地の横を流れている河川（実松川）が将来改修される計画であります。そのため、現在の面積が下記のように狭くなり、図書館等施設用地としては満足しなくなります。

新しい図書館の施設規模としては、第4章で検討した結果下記の面積が必要です。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 図書館の延床面積＝約 1,000 m<sup>2</sup>を予定</li><li>・ 駐車場 20 台・駐輪場等の確保が困難となります</li></ul> |
|--|

・ 旧公民館の場所・・・現在の面積：1,404 m<sup>2</sup> ⇒ 河川改修後の面積：810 m<sup>2</sup>

（河川改修後の用地の状態は、次々項参照）

・ 現在の場所・・・現在の面積 1,949 m<sup>2</sup> ⇒ 河川改修後の面積：1,390 m<sup>2</sup>

（河川改修後の用地の状態は、第4章4.5参照）

また、河川の横ということで、豪雨による浸水被害の影響も懸念されます。

これらのことから、「旧公民館の土地」と「現在の土地」は、候補地としては適切ではないと判断しました。

従って、候補地としては、下記の4ヶ所を選定して、この中から最適な候補地を選定することになります。

- ① 中央公園内
- ② 町民会館南側駐車場内
- ③ 現役場庁舎内
- ④ 町役場西側の土地

【実松川の河川改修により旧公民館の用地が減少】

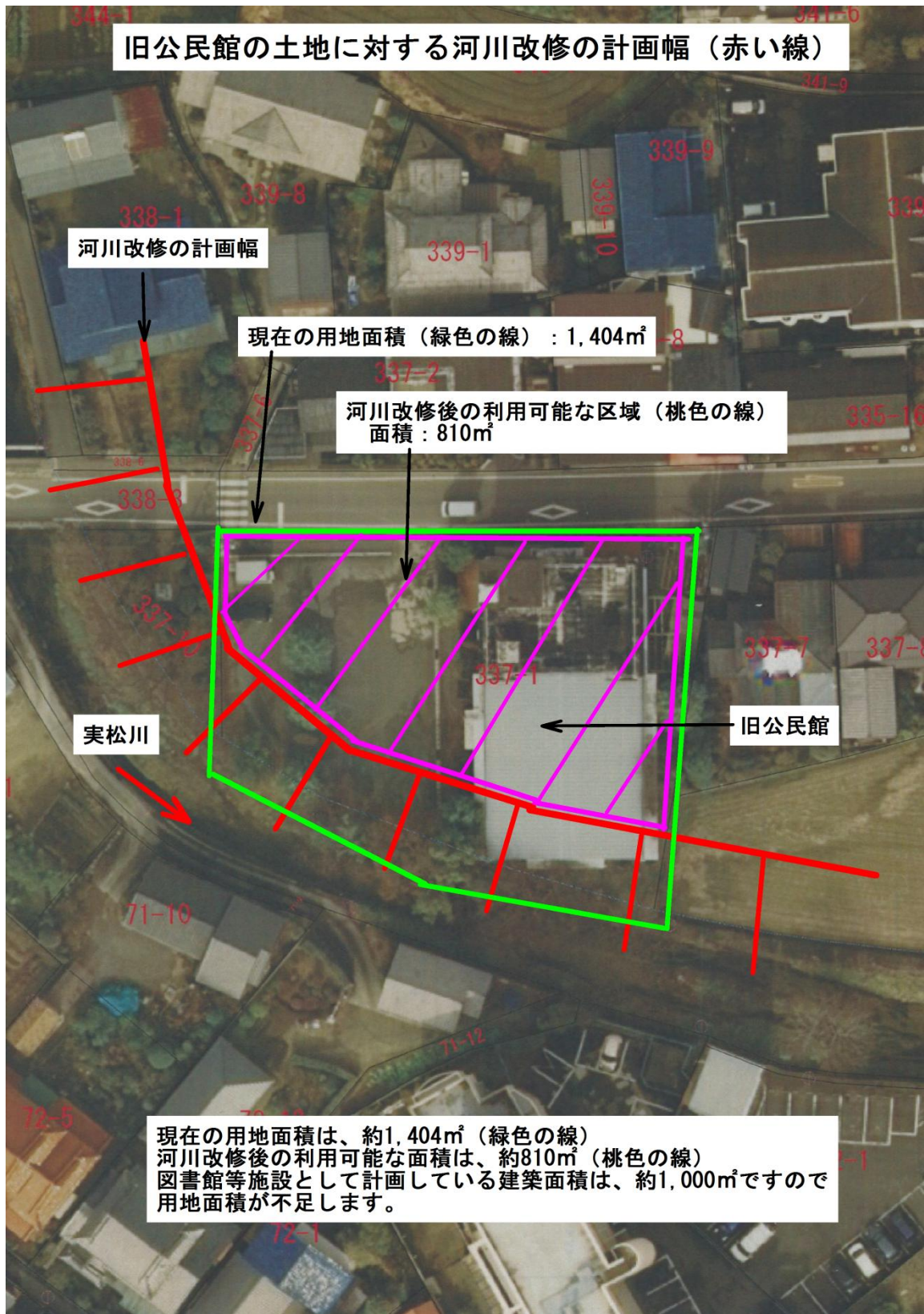




表5-2 新しい図書館施設の候補地に対する評価基準及び優先順位

候補地		① 中央公園内	② 町役場西側の土地	③ 町民会館南側駐車場内	④ 町役場庁舎内	⑤ 現在の土地【参考】	⑥ 旧公民館の土地【参考】						
現在の土地利用状態		公園施設	雑草地	駐車場	町の行政業務	図書館として利用	建物と駐車場						
用地特性	用地面積(m <sup>2</sup> )	11,140 m <sup>2</sup>	5,998 m <sup>2</sup>	1,650 m <sup>2</sup>	1,400 m <sup>2</sup> (1階フロアの面積)	1,390 m <sup>2</sup> (河川改修後の利用可能面積)	810 m <sup>2</sup> (河川改修後の利用可能面積)						
	用途区分	都市公園	市街化調整区域	第1種中高層住居地域	第1種中高層住居地域	市街化調整区域	第1種中高層住居地域						
	所有者	基山町	土地開発公社	基山町	基山町	基山町	基山町						
主な問題点	それぞれの候補地の主な問題点	・都市公園法における公園施設の利用可能面積は最大百分の十、容積率200%まで可能 ・建築物は、建築面積1,114m <sup>2</sup> 、2階建まで建築可能	・生活動線から離れている ・道路からの入口が狭い(約2.9m)	・生活動線から離れている ・町民会館及び図書館利用に対する駐車場の確保	・生活動線から離れている ・現在の庁舎構造が図書館施設の設計荷重に対応できていない ・利用時期が不明である(合併問題)	・河川改修により利用可能な面積が狭くなる。	・河川改修により利用可能な用地が狭くなる						
必要な図書館延床面積と図書館用地面積		<b>望ましい図書館施設の面積：図書館の延床面積＝1,000 m<sup>2</sup> 図書館施設の用地面積＝1,500m<sup>2</sup></b>											
建築面積と問題点		建築面積：1,000m <sup>2</sup> (都市公園法による規制を受ける)	建築面積：1,000m <sup>2</sup> (広さは、十分確保できるが入口が狭い)	建築面積：1,000m <sup>2</sup> (町民会館の利用駐車場の確保が困難)	図書館面積：1,000m <sup>2</sup> (利用可能時期が不明。建築構造の補強が必要)	建築面積：1,000m <sup>2</sup> (駐車場の確保が困難)	利用可能面積が810m <sup>2</sup> と狭く、建築面積が確保できない						
概算の建設費 (1階コンクリート：建設単価：42万円/m <sup>2</sup> )		4.2億円	4.2億円	5.7億円 (1階：図書館、地下：駐車場の場合)	現建築物の改修必要、特に基礎工の補強改築は困難	4.2億円	(用地面積が狭いため)比較対象外						
位置関係	場所が分かりやすいか	公園の中で分かりやすい	3	2	役場の前で分かりやすい	3	2	2					
	町の中心地か	中心地から近い	3	1	中心地から遠い	1	1	2	中心地から近い	3			
	市街化区域の比率	67%(半径1kmに占める面積)	3	32%(半径1kmに占める面積)	1	48%(半径1kmに占める面積)	2	48%(半径1kmに占める面積)	2	64%(半径1kmに占める面積)	3	67%(半径1kmに占める面積)	3
面積周辺環境	十分な広さの確保	都市公園法によると最大1,110m <sup>2</sup> まで	2	十分な広さが確保できる	3	広さは確保できる	3	広さは確保できる	3	河川改修後の利用用地が狭い	1	河川改修後の利用用地が狭い	1
	周辺の環境状態	緑の多い公園の中	3		2		2		2		3		2
	周辺のイメージ	樹林に囲まれた施設	3		2		2		2		2		2
交通アクセス	アクセス道路の状態		3	入口の通路が狭い：約2.5m	1		3		3		2		2
	(子供・高齢者・障害者等が)歩いて行ける範囲か	市街化区域の面積が多く、歩いて利用できる範囲が広い	3	市街化区域の面積が少なく、歩いて利用する方が少ない	1	市街化区域の面積が少なく、歩いて利用する方が少ない	1	市街化区域の面積が少なく、歩いて利用する方が少ない	1	市街化区域の面積が多く、歩いて利用できる範囲が広い	3	市街化区域の面積が多く、歩いて利用できる範囲が広い	3
	駐車場の確保は十分か	十分な広さが確保できる	3	十分な広さが確保できる	3	駐車場の確保が困難	1	駐車場の確保が困難	1	駐車場の確保が困難	1	駐車場の確保が困難	1
生活動線	通勤・通学路の近いか	小学校、中学校が近い	3	小学校、中学校から遠い	1	小学校、中学校から遠い	1	小学校、中学校から遠い	1	小学校、中学校が近い	3	小学校、中学校が近い	3
	他の公共施設の近いか		2	町役場に近い	3	町役場に近い	3	町役場に近い	3		2		2
	買い物の通路の近いか	生活動線に比較的近い	2	生活動線から離れている	1	生活動線から離れている	1	生活動線から離れている	1	生活動線に比較的近い	2	生活動線に比較的近い	2
基準等(その他)	都市計画法(市街化区域)の施設の建築基準	市街化区域	3	市街化調整区域	1	市街化区域	3	市街化区域	3	市街化調整区域	1	市街化区域	3
		特に問題なし	3	特に問題なし	3	特に問題なし	3	基準を満たすため改築が必要	1	特に問題なし	3	特に問題なし	3
他の事業との関係		公園整備事業の変更が発生	1	なし	3	なし	3	なし	3	なし	3	なし	3
合計の点数			40		28		32		30		33		35
総合評価候補地の順位		都市公園法の制約を受ける	1	生活動線から離れている	6	町民会館の利用者の駐車場の確保が困難	4	図書館建築構造的に対する基礎構造等の補強が必要	5	河川改修による用地面積が狭くなり、図書館施設としての面積が不足	3	河川改修による用地面積が狭くなり、図書館施設としての面積が不足	2

- 候補地としては、町の所有地(有効利用のため)を対象に選定(①～⑥)。この中で候補地として好ましくなければ、次の段階として民有地を対象に選定する。
- 選定の判断基準を整理(表の左側に表示)している。
- 各判断基準に対して、優位度のランク付けを検討する⇒3段階方式とする【1:劣位(候補地として好ましくないと判断)、2:中間(どちらともいえない)、3:優位(候補地として適していると判断)】
- 総合的な判断⇒ランク付けの点数を合計して、合計点数が高い候補地を図書館の候補地(建設場所)として好ましい場所として評価・順位を付ける。